

平成28年第3回若狭町議会定例会会議録（第3号）

平成28年6月17日若狭町議会第3回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（15名）

1番	渡辺英朗君	2番	島津秀樹君
3番	辻岡正和君	4番	坂本豊君
5番	今井富雄君	6番	原田進男君
7番	北原武道君	8番	福谷洋君
9番	武田敏孝君	11番	清水利一君
12番	藤本勲君	13番	大塚季由君
14番	小堀信昭君	15番	小林和弘君
16番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 斉 書記 北清水 佳代

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森下 裕	副町長	中村 良隆
教育長	玉井 喜廣	会計管理者	蓮本 直樹
総務課長	中村 俊幸	政策推進課長	森川 克己
税務住民課長	橋本 清考	環境安全課長	深水 滋
福祉課長	小堀 勝弘	健康課長	高橋 久直
地域医療・介護 センター事務長	二本松 正広	建設課長	谷口 壽
水道課長	岡本 隆司	産業課長	森下 精彦
観光交流課長	泉原 功	パレオ文化課長	飛永 恭子
歴史文化課長	永江 寿夫	教育委員会 事務局長	木下 忠幸

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 議案第46号 平成28年度若狭町一般会計補正予算（第1号）

日程第 3 議案第47号 平成28年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第

1号)

- 日程第 4 議案第 48号 平成28年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正
予算(第1号)
- 日程第 5 議案第 49号 平成28年度若狭町営住宅等特別会計補正予算(第1
号)
- 日程第 6 請願第 1号 熊本地震を踏まえ、原発の安全性について、高浜3・4
号機は再審査、高浜1・2号機は慎重審査することを求
める請願
- 日程第 7 請願第 2号 「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求め
る意見書」提出に関する請願書
- 追加日程第 1 発議第 2号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求
める意見書について
- 日程第 8 請願第 3号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願
- 日程第 9 議案第 50号 物品の取得について(学校ICT環境整備に伴うパソコ
ン等の購入について)
- 日程第 10 議案第 51号 若狭町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関す
る条例及び若狭町教育長の給与、勤務時間その他の勤務
条件に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議員の派遣について

(午前10時29分 開会)

○議長（松本孝雄君）

ただいまの出席議員数は15名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い、議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（松本孝雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、7番、北原武道君、8番、福谷洋君を指名します。

～日程第2 議案第46号から日程第8 請願第3号～

○議長（松本孝雄君）

日程第2、議案第46号「平成28年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」から日程第8、請願第3号「TPP協定を国会で批准しないことを求める請願」までの7件を一括議題とします。

この7件については、去る6月3日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告書が提出されました。

各常任委員会委員長から審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長、坂本豊君。

○総務産業建設常任委員会委員長（坂本 豊君）

総務産業建設常任委員長報告、平成28年6月17日、総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月3日、平成28年第3回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました案件は、請願3件であります。

6月8日午前9時より、付託議案審査のため、委員全員の出席のもと、委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

請願第1号「熊本地震を踏まえ、原発の安全性について、高浜3・4号機は再審査、高浜1・2号機は慎重審査することを求める請願」について、紹介議員である北原議員より請願内容及び理由の説明を聞き、質疑を求めました。

審査の過程における主な質疑では、

問、大津地裁の裁判はいつか。

答、今、最中である。

問、結論はいつ出るのか。

答、1年ぐらにかかるのではないか。

問、請願を地方議会に提出しているが、国は規制委員会に任せているのに、各自治体の議会が規制委員会の判断が甘いというのはおかしい。

答、福島事故があり、それまでの安全基準がだめで、新規制基準をつくった。それでも危ないということ。

問、規制基準以上のものがあれば、理解できる。

答、基準地震動の決め方に問題がある。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本案は、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書」提出に関する請願書について、紹介議員である北原議員より請願内容及び理由の説明を聞き、質疑を求めました。

審査の過程における主な質疑では、

問、非核三原則、日本はそれを守られていると思うが。

答、「持たず、作らず、持ち込ませず」であるが、アメリカとの秘密協定がある。

問、この請願は、世界に向けて発信するということか。

答、はい。

問、日本は被爆国であるが、日米同盟もあり、日本から発信するのは難しいと思う。

答、アメリカの顔色をうかがっていないで、主張しなさいということ。

その他、多くの質疑があったが、質疑が終わり、討論では、先日、オバマ大統領が広島に来られたのも、日本政府としてもいろいろな働きかけをして努力をされているということだと思う。意見書の提出はしなくていいと思う。核兵器の廃止に向けて、日本がリーダーシップをとってほしいという文言であると賛同できる。

討論が終わり、採決の結果、本案は、賛成多数により採択すべきものと決しました。

請願第3号「TPP協定を国会で批准しないことを求める請願」について、紹介議員である北原議員より請願内容及び理由の説明を聞き、質疑を求めました。

審査の過程における主な質疑では、

問、TPPから脱退すると、誰が得して誰が損をするのか。

答、TPPで得をするのは、グローバル企業、困るのは、農民、中小企業、医師等と
言われている。

問、日本国内が混乱しているわけでもなく、農業者を盾にして言っているだけではない
のか。

答、若狭町は一次産業をしている地域であるから、死活問題になる。町民のことを考
えてやめてもらいたいということである。

問、今はグローバルな世界、日本は内向してはだめになる。

答、TPPが動き出すとダメージが大きい。

問、日本人自体、米を食べなくなっている。農業では輸入品もたくさんある。しかし、
勝てる農業にしていくということ。JAもこのことを提出しているのでは。

答、出さない、だから、この団体から提出をしている。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本案は、賛成少数に
より不採択にすべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました請願審査の報告といたします。

○議長（松本孝雄君） 予算決算常任委員会委員長、島津秀樹君。

○予算決算常任委員会委員長（島津秀樹君）

それでは、予算決算常任委員長報告をいたします。

予算決算常任委員会の平成28年度補正予算審査報告をいたします。

去る6月3日、平成28年第3回若狭町議会定例会において、予算決算常任委員会に
審査を付託されました議案は、議案第46号「平成28年度若狭町一般会計補正予算
（第1号）」から議案第49号「平成28年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1
号）」の4議案であります。

これら4件の議案審査のため、6月10日午前9時より、委員全員の出席のもと、議
案説明者として、森下町長、中村副町長、玉井教育長、蓮本会計管理者、中村総務課長
ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その主な内容を報告いたします。

まず、議案第46号「平成28年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」では、既定
の歳入歳出予算にそれぞれ8億5,011万2,000円を追加し、予算総額を104億
1,164万5,000円とするもので、歳入の主なものは、地方消費税交付金3,40
2万2,000円の増額、国庫支出金9,196万8,000円の増額、県支出金3億9,
073万4,000円の増額、寄付金2,500万円の増額、繰入金2,000万円の増
額、諸収入1,138万8,000円の増額、町債2億7,700万円の増額などであり

ます。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費では、地域活性化事業で750万円の増額、地域資源活用人材育成事業で4億2,800万円の増額など、総務費全体では4億4,375万1,000円の増額であります。

民生費では、臨時福祉給付金給付事業で1,831万8,000円の増額、バレア若狭管理事業で337万8,000円の増額など、民生費全体では2,169万6,000円の増額であります。

衛生費では、低炭素化促進事業で2,500万円の増額など、衛生費全体では2,566万3,000円の増額であります。

農林水産業費では、就農定住研修事業で200万円の増額、農業集落排水事業で800万円の増額など、農林水産業費全体では1,252万円の増額であります。

商工費では、企業誘致促進事業で1億6,000万円の増額、外国人旅行者受入環境整備事業で800万円の増額、観光まちなみ魅力アップ事業で1億7,185万円の増額など、商工費全体では3億4,085万円の増額であります。

土木費では、住宅管理事業などで213万円の増額であります。

教育費では、環境・エネルギー教育支援事業で81万1,000円の増額、熊川保存整備事業で177万4,000円の増額など、教育費全体で350万2,000円の増額であります。

以上が一般会計補正予算の増額であります。

それでは、一般会計補正予算審査の過程における主な質疑を申し上げます。

政策推進課関連では、

問、企業振興助成金の交付決定時のデンヨーとAGC若狭化学の新規雇用はどのぐらいか。

答、デンヨーは18名、AGC若狭化学は10名。

問、高槻電器工業との土地の買い上げの話はどうなっているのか。地域づくり協議会からもはっきりしてほしいとのこと。

答、ふるさと納税のお願いに行った折、お願いをしている。経営状況を考え、しばらく時間がほしいとのことで、いずれは購入する意思は持たれており、なるべく早く結論をほしいと伝えてある。土地は共栄会の財産を町に寄付していただいた。土地の評価は1億円強となる。分割でもよいのであれば、そのように話をする。

問、世界農業遺産への登録は、伝統的な農林業を維持し、伝承していかなければなら

ず、人口が減少していく中で将来大変な労力をかけることになるのではないかと。

答、農業遺産への登録は、生命の多様性を維持することが求められている。アクションプランを地域の方々とつくり上げる作業がある。地域の方々と合意を形成しながら進めさせていただく。

問、町民みんなで盛り上げなくてはならない。登録することによって、将来の若狭町をこうしたいという目的を知りたい。

答、これから先、人口減少が緩やかになる施策をしなければならない。交流人口を増やすことが重要である。三方五湖は全国的に周知され、そこに伝統漁法があり、梅があり、それが今回評価されている。世界農業遺産という大きな冠をいただき、まちづくりに生かす、これが地方創生であるという思いを持っている。努力するので、理解と応援をいただきたい。

問、放水トンネルの計画があるが、それは大丈夫か。

答、放水トンネルに関しては、農業に関する影響は今のところないということ。

問、世界農業遺産登録により、交流人口を増やすことが目的と聞いたが、冠をもらうことでのメリットは何か。また、国定公園である三方五湖は非常に規制が厳しく、建物がほとんど建てられず、近隣は過疎化する。観光客と地元住民に生活観のギャップがあり、地元住民は今まで苦しんできた。交流人口を増やすことは理解できるが、住んでいる住民がよいと思えない地域に将来はないと思う。

答、三方五湖周辺は、日本の皆様の癒しの場所であると言われている。今すぐにということではなく、長い目で見て、よさを伝えていきたい。周辺をゆっくり散策し癒される。そのような場をつくっていく。登録されれば、その情報を発信し、全国から来ていただく、そういう思いで進めていきたい。

問、観光客を呼ぶには、国定公園内であっても、ホテルなどの宿泊施設が必要になるのではないかと。

答、湖周辺にも空き家が出てくる可能性もある。それらを利活用していく方法もある。

問、三方五湖にはオニビシがある。オニビシで埋まった湖面を見てがっかりし、腐敗したにおいて悪いイメージが残ると思うが、課題として考えてほしい。

答、生命の多様性を維持するということで対策が必要になってくるのであれば、農業遺産認定の中で取り組むこともあるかと思う。

問、農業遺産認定後、保全事業を進めていくうえで、全て町の一般財源を使わなければならないのか。

答、認定をいただいたときに補助、助成がある。当然国としても責任も義務もあり、

申請に対しては、支援策はあると思っている。

問、伝統漁法も水温の関係で全くとれていないなどの問題もあるが。

答、福井県と若観連が昨年バスツアーを計画してくれた。たたき網漁の勇壮な姿に拍手を送られる。見せるという手法もよいと思う。

次に、産業課関連では、

問、かみなか農楽舎出身の就農者が上中地域に多いと思うが、何か理由があるのか。

答、取り組みを始めたのが旧上中町の時代であるため、その流れが強いと思う。外部研修という位置づけで、若狭町全域に広がるように進めていきたい。

下タ中の園芸ハウスにおいて、経営安定対策事業で県の補助が100万円とあるが、パート雇用を増やしても増額にはならないのか。

答、今は100万円の定額になっている。

観光交流課関連では、

問、外国人旅行者受け入れで、最新の統計で宿泊客と日帰り客はどのぐらいか。

答、細かい資料はないが、約1万人来られて、2,000人が宿泊されている。

問、体験ギャラリー改修工事で、1階トイレ新設とあるが、道の駅をつくったときになぜ設置しなかったのか。お客様の便利なように考えなければならないと思うが。

答、道の駅内にもトイレはあるが、実際にオープンしてから、わかりにくいなどのお客様の声がある。計画段階ではわからなかったこともあり、お客様の声に応えられたらと思い、御了解いただきたい。今後は十分考慮する。

問、小川・神子間旧県道植栽整備工事で、ここに桜を植えて誰が見るのか。現在は通行止めである。

答、大きくなったときには、散策してもよいし、舟から観賞するのが一番の売りである。桜の時期に常神からグラスボートを出してもらっている。

問、縄文ロマンパーク整備工事の植栽工事では何を植栽するのか。

答、ケヤキ、ヤマモモ、ヤマボウシ、コブシ、シラカシなどである。

問、植栽工事は若祭に間に合わすのか。

答、若祭終了後の整備とする。

次に、健康課関連では、

問、健康増進事業での体験施設であるリードウォールはどこに設置するのか。

答、イベント時に体育館や屋外に設置し、国体にこのような競技があるということに親しんでもらい、体験してもらうことが目的。

次に、福祉課関連では、

問、臨時福祉給付金給付事業の対象者はどのぐらいか。

答、市町村民税が非課税の方で約2,900名。若狭町総人口の約18%になる。

次に、教育委員会事務局関連では、

問、中央公民館の改修工事において、女性ネットワーク等公民館をよく利用されている団体とのヒアリング結果は改修の中で網羅されているのか。

答、各種団体のヒアリングは4月下旬に行っている。5月中旬ごろまでに各部屋の配置等の検討を行った。今後説明をさせていただく。

問、三方公民館が中央公民館へ移動した場合、働く婦人の家は今後どのように活用していくのか。また、三方公民館が中央公民館全体を管理するのか。

答、働く婦人の家は、シルバー人材センターから、作業場がないので施設全体を貸してほしいとの要望があり、前向きに検討するという返事をしている。管理についての受け付け業務は、三方公民館が5時15分まで行い、それ以降は現在と同様、シルバー人材センターに委託していく。

問、働く婦人の家の活用については、現在のままで利用されるのならよいが、施設全体が工場のようにならないか心配であるので、気をつけて指導をしてほしい。

答、十分に意見を尊重する。

問、中央公民館という名称が変わるのか。また、体育館やグラウンドの借用受け付けは2階の教育委員会まで行かなければならないのか。

答、名称については検討していく。体育館、グラウンドの管理も三方公民館で対応していただく。

以上、議案第46号「平成28年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」の審査の結果、討論はなく、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計補正予算の主な内容について申し上げます。

まず、議案第47号「平成28年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ105万9,000円を追加し、予算の総額を19億9,503万円とするもので、歳出では、国保の広域化に伴う準備のためのシステム処理の関係費用として105万9,000円の増額であります。

質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号「平成28年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ800万円を追加し、予算の総額を4億737万円とするもので、歳出では、農業集落排水機能診断調査の関係費用

として800万円の増額であります。

質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号「平成28年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ326万円を追加し、予算の総額を1億1,848万6,000円とするもので、歳出では、5月の暴風で一部破損した公営住宅の修繕費用として326万円の増額であります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、2分の1が保険から支払われたというのは、建物が2分の1か、車の分も含めて2分の1か。

答、共済と交渉して、車の分も含めて2分の1である。100%保険でという交渉は継続中である。

問、建物が古いので、再度起きないようにする修繕費は含まれているのか。

答、既決されている予算の中でビス打ち補強をしている。

質疑が終わり、討論はなく、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、予算決算常任委員会の予算審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（松本孝雄君）

各委員長の報告が終わりました。

これより、各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第46号「平成28年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第46号「平成28年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第46号「平成28年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号「平成28年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第47号「平成28年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第47号「平成28年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号「平成28年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第48号「平成28年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第48号「平成28年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号「平成28年度若狭町営住宅特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第49号「平成28年度若狭町営住宅特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第49号「平成28年度若狭町営住宅特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号「熊本地震を踏まえ、原発の安全性について、高浜3・4号機は再審査、高浜1・2号機は慎重審査することを求める請願」に対する討論を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、まず、原案に賛成者の発言を許します。7番、北原武道君。

○7番（北原武道君）

本請願は、高浜原発の再稼働に当たって、4月14日に発生した熊本地震を新たな教訓にして、安全性を審査してほしいというものであります。

もともと熊本地震が起こる以前から、高浜原発3・4号機に関する運転差し止め仮処分では、福井地裁樋口裁判長、そして、大津地裁山本裁判長、どちらも「規制基準、特に基準地震動の設定値が甘過ぎる」「避難計画に実効性がない」ことを指摘していました。

どの地震も同じですけれども、熊本で震度7、最大加速度1,580ガルの地震が起こるというようなことは、誰も予想をしていませんでした。熊本地震は、内陸直下型であり、寛文の近江・若狭地震や福井地震など日本海側で起こる地震と同じタイプです。昨日の函館地震もそうだと思います。海溝型地震に比べ大きな揺れは広範囲には及びませんが、震央あるいはその付近では激しい地震となります。高浜原発は基準地震動を7

00ガルとして、耐震安全性が審査されています。本請願は、700ガルを超える地震が高浜原発を襲う、その危険性がないとは言えないのではないかと。特に40年を超える1・2号機がこのような地震に耐えられるのかと問題を提起しています。

きょうの福井新聞は、大飯原発や高浜原発の地震の審査をした当事者である前規制委員長代理の島崎邦彦氏が、熊本地震を考慮し、基準地震動に過小評価の危険性があると指摘し、現規制委員会の田中俊一委員長と面談したことを報道しております。

一方、避難についてですが、UPZ圏の避難計画では、原発事故のとき、住民はまず屋内退避することになっています。ところが、熊本地震では、交通網が遮断され、激し余震が続く中、地震の被災者は屋外のテントや車の中で避難生活をしました。このことから、地震と原発の複合災害となった場合、屋内に避難しているというのは不可能なのではないかと問題提起をしています。いずれも道理ある問題提起であり、原発の安全性について、高浜原発3・4号機は再審査、高浜1・2号機は慎重審査するのが妥当だと思います。よって、本請願は、採択すべきものと考えます。ありがとうございました。

○議長（松本孝雄君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

この請願に対する委員長報告は、不採択であります。したがって、原案について採決します。

請願第1号「熊本地震を踏まえ、原発の安全性について、高浜3・4号機は再審査、高浜1・2号機は慎重審査することを求める請願」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（松本孝雄君）

起立少数です。したがって、請願第1号「熊本地震を踏まえ、原発の安全性について、高浜3・4号機は再審査、高浜1・2号機は慎重審査することを求める請願」は、不採択とすることに決定しました。

次に、請願第2号「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書」提出に関する請願書」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (松本孝雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

この請願に対する委員長報告は、採択であります。請願第2号「「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書」提出に関する請願書」を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長 (松本孝雄君)

起立多数です。したがって、請願第2号「「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書」提出に関する請願書」は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

(午前11時08分 休憩)

(午前11時08分 再開)

○議長 (松本孝雄君)

再開します。

お諮りします。ただいま北原武道君ほか2名から、発議第2号「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書」についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (松本孝雄君)

異議なしと認めます。よって、発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

～追加日程第1 発議第2号～

○議長 (松本孝雄君)

追加日程第1、発議第2号「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書」についてを議題とします。

意見書(案)については、お手元に配付のとおりです。

本案について、提出者から趣旨説明を求めます。7番、北原武道君。

○7番（北原武道君）

発議第2号「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書」について趣旨説明を申し上げます。

本町議会は、かつて平成26年6月24日、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣に宛て、「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書」を提出しました。

その後、昨年原爆投下70周年、そして、第9回NPT再検討会議などを経て、核兵器全面禁止の国際世論はますます高まっています。

しかし、核兵器保有5カ国は、今なお、自国の核兵器を「抑止力である」と主張し、「放棄しよう」とはしていません。核兵器を「抑止力」とみなす立場に立つ限り、「抑止力」と称して、新たに核兵器を保有する国があらわれるのを防ぐこともできません。つまり、核兵器をなくするどころか核の拡散すら防止できません。国際社会が毒ガス兵器や細菌兵器を禁止しているのと同様、地上から核兵器をなくすには、核兵器を全面禁止するしかありません。

ことしはアメリカのオバマ大統領が広島を訪れ、被爆者と抱擁しました。また、核廃絶の先頭に立ってきた広島、長崎の被爆者たちは、「自分たちの生きている間に」と、5年後の第10回NPT再検討会議に向けて、「核兵器を禁止し、廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求める」国際署名を開始しました。唯一の被爆国であり、戦争放棄を国の原則とする日本政府は、被爆者の願いを後押しし、核廃絶の実現のため、国際社会の中でさらにイニシアチブを発揮することが求められています。

以上の理由により、本意見書を政府に提出したいと考えております。

趣旨を御理解のうえ御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたします。ありがとうございました。

○議長（松本孝雄君）

以上で提出者の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

質疑なしと認めます。

ただいまから討論・採決を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

質疑なしと認め、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松本孝雄君）

起立多数です。したがって、発議第2号「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書」については、原案のとおり可決されました。

次に、請願第3号「TPP協定を国会で批准しないことを求める請願」に対する討論を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、まず、原案に賛成者の発言を許します。7番、北原武道君。

○7番（北原武道君）

TPPは、一言で言えば、各国の経済主権をないがしろにしなが、グローバル企業の利益を図ろうとするものです。いろいろな分野で国民がしわ寄せを受けます。農業分野では、安い、しかし、安全上の規制が緩和された農産物が大量に流入してきます。日本の農家、農業が、そして、地域社会が壊滅的な打撃を受けます。

政府は、米、麦、牛・豚肉、乳製品、甘味資源作物を重要5品目とし、農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は脱退も辞さないものとするなど、国会決議をもとにTPP交渉のテーブルにつきました。しかし、TPP合意の結果、重要5品目の3割が関税撤廃されます。そして、牛・豚肉の関税が引き下げられ、米の輸入枠が拡大されます。重要5品目以外の農産物では、その98%が関税撤廃されます。聖域が確保されていないことは明白です。本来、TPP協議から脱退してしかるべきでした。なぜなら、国会は国の最高機関であり、政府は国会の決議に従わなければならないからです。

安倍政権は、さきの国会では、TPP協定の批准を諦めました。しかし、さらに暴走を続け、参議院選挙後の国会で批准する構えです。TPP協定の批准はやめるべきです。よって、本請願は、採択すべきものと考えます。ありがとうございました。

○議長（松本孝雄君）

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

この請願に対する委員長報告は不採択であります。したがって、原案について採決します。

請願第3号「T P P協定を国会で批准しないことを求める請願」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

[起立少数]

○議長(松本孝雄君)

起立少数です。したがって、請願第3号「T P P協定を国会で批准しないことを求める請願」は、不採択とすることに決定しました。

～日程第9 議案第50号～

○議長(松本孝雄君)

次に、日程第9、議案第50号「物品の取得について(学校ICT環境整備に伴うパソコン等の購入について)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、議案第50号「物品の取得について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、小中学校における児童生徒の情報活用能力の育成を図るため、教育用のパソコンを整備するほか、センターサーバーの構築など、学校におけるICT環境を向上させるために各種機器を取得するもので、去る6月8日に指名競争入札を実施しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議のうえ妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(松本孝雄君)

提案理由の説明が終わりました。

これより、別室において、理事者から詳細説明を受けるため、暫時休憩します。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時53分 再開)

○議長（松本孝雄君）

再開します。

休憩前に引き続き、上程中の議案第50号「物品の取得について（学校ICT環境整備に伴うパソコン等の購入について）」を議題とします。

提案理由の説明が終わっております。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第50号「物品の取得について（学校ICT環境整備に伴うパソコン等の購入について）」の討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、採決します。

日程第9、議案第50号「物品の取得について（学校ICT環境整備に伴うパソコン等の購入について）」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第50号「物品の取得について（学校ICT環境整備に伴うパソコン等の購入について）」は、原案のとおり可決されました。

～日程第10 議案第51号～

○議長（松本孝雄君）

次に、日程第10、議案第51号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び若狭町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第51号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び若狭町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」提案理由の説明を申し上げます。

このたびの町の給食センターにおける食中毒につきましては、子どもたちの「食」をお預かりしている中で、あってはならないことを起こしてしまい、児童生徒の皆様、教職員の皆様、保護者の皆様、そして、地域の皆様に多大なる御迷惑をおかけしました。私といたしましても大変大きな責任を感じております。

そこで、私町長、副町長、そして、教育長の6月の期末手当について、3割減額する措置を講ずるため、条例の一部改正が必要となりますので、この案を提出するものであります。

以上、十分御審議のうえ妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（松本孝雄君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

（午前11時57分 休憩）

（午前11時58分 再開）

○議長（松本孝雄君）

再開します。

上程中の議案第51号「若狭町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び若狭町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明が終わっております。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。渡辺英朗君。

○1番（渡辺英朗君）

議案第51号につきまして、森下町長に質疑をいたします。

今般、発生いたしました若狭町給食センターで調理された学校給食を原因とする集団食中毒では、ノロウイルスが検出され、二次感染者を含めると496名の方が症状を訴えられました。若狭町始まって以来の重大な問題であると受けとめています。

議会内でも6月9日に教育厚生常任委員会が開催され、集団食中毒に関する調査の中で、衛生基準マニュアルの改訂や再発防止策、医療費補償や見舞金、子どもたちの心のケアについての議論がなされるなど今後の進展を慎重に見守っております。

6月13日には、終息宣言と職員の処分が発表され、6月15日には、給食センターによる調理が再開となり、町内8小中学校の児童生徒たちがおいしそうに給食を食べて

いる様子を拝見し、ひとまず安堵しているところです。

責任を重く受けとめ、町長、副町長及び教育長は、6月の期末手当を3割減額する処分をみずから下され、ただいまそのための条例の一部改正案が上程されましたが、今回の処分をもって全て幕引きとされるのではないかとこの心配がございます。

今後、児童生徒たちが安心して給食を食し、心身の健全な発達に資する学校給食を提供し続けるためにも、今回の集団食中毒に対する検証がしっかりと行われ、改訂されたマニュアル、再発防止策が遵守されているか、注視する必要があります。あわせて、調理に従事されている職員の方々にも過重な負荷がかかっていないか、配慮しなければなりません。

児童生徒たちを初め、つらい思いをされた方々への誠意ある対応と町の信頼回復に向けて、全庁挙げての取り組みが持続的に必要であると考えますが、町長の真意を伺います。

○議長（松本孝雄君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、自席で渡辺議員の質問にお答えをさせていただきます。

議員が御心配をされております、今回の処分をもって、給食センター食中毒を幕引きとするという考えにつきましては、一切ございません。私としましては、むしろ今後のこれからの対応が非常に重要だと考えております。

まず、今回の食中毒でつらい思いをされた方に対します医療費の還付や見舞金の支払いの対応につきましては、専用の窓口を設置し、きめ細やかに対応していきたいと考えております。

また、給食に対する児童生徒の心のケアにつきましても、各学校の養護教諭、スクールカウンセラー、町や県の保健師の相談などによる対応を今後も継続して実施し、児童生徒に十分に気を配ってまいりたいと考えております。

さらに、今回の食中毒の対応につきましては、町として今後さらに検証していく必要があると考えております。

特に初動対応につきましては、今まで町として、今回のような集団食中毒の対応を経験していなかったこともあり、反省すべき点もあると考えております。

そこで、今後も継続して、庁内だけでなく福井県などの関係機関とも協議する場を設け、今回の食中毒の対応について十分に検証を行っていききたいと考えております。

そして、感染症などの「危機」にも十分対応できる危機管理のマニュアルを早急に整

備し、職員一人一人が的確な対応できるようにしていきたいと考えております。

以上、繰り返しにはなりますが、今回の食中毒の対応につきましては、これで決して終わりではなく、今後は、再開しました給食センターにつきましては、改訂した衛生管理マニュアルに基づき、安全・安心な給食を心を込めて提供をさせていただきます。今後も継続して町民の信頼回復に向けた取り組みをなお一層実施をさせていただきますので、議員各位、また町民各位におかれましても、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。渡辺議員の答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松本孝雄君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第51号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び若狭町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、採決します。

日程第10、議案第51号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び若狭町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第51号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び若狭町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

～日程第11 議員の派遣について～

○議長（松本孝雄君）

次に、日程第11、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおりそれぞれの議員を派遣する

ものいたします。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松本孝雄君）

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、平成28年第3回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、6月3日開会以来、本日まで15日間にわたり、平成28年度一般会計及び特別会計の補正予算をはじめとして重要議案について終始熱心に御審議をいただき、本日ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

理事者各位におかれましては、今定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、住民福祉向上のため、適時・適切な執行に努力されることを希望するものであります。

終わりに、今会期中に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚くお礼申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。森下町長。

○町長（森下 裕君）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、今月3日の開会以来、本日まで15日間にわたり、平成27年度若狭町一般会計、特別会計及び企業会計予算の繰越計算書の報告、平成27年度決算に伴います「エコファームみかた」の経営状況の報告、平成28年度一般会計及び特別会計の補正予算、物品の取得、条例の一部改正など数多くの重要案件について御審議をいただきました。

その間、議員の皆様方には、本会議並びに各常任委員会において、御熱心に御審議をいただき、それぞれ御決議を賜りまことにありがとうございました。

本定例会におきまして、議員の皆様からいただきました御意見、御指導につきましては、今後の町政運営に十分留意してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

さて、5月に発生しました町の給食センターの食中毒につきましては、6月13日に

は、食中毒による感染の終息宣言の公表をさせていただきました。6月15日には給食センターを再開させていただきました。

この間、児童生徒、保護者の皆様、教職員の皆様、そして、地域の皆様には、多大なる御心痛をおかけするとともに御迷惑をおかけいたしました。深くおわびを申し上げます。本当に申しわけありませんでした。

また、保護者の皆様を初め町民の皆様には、二次感染予防対策に御協力いただきましたこと、心から厚くお礼を申し上げます。

今後、町といたしましては、再発防止に万全を期して対処し、信頼回復に努め、安全・安心な給食を愛情を込めて提供させていただきます。今後とも学校給食に御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、町政発展のため、ますます御活躍いただきますよう御祈念を申し上げます。閉会の挨拶といたします。本当にありがとうございました。

(午後 0時12分 閉会)